

松戸市「こども110番の家」実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小学生を始めこどもたちが安全安心に暮らせるまちを目指し、地域が一体となって犯罪の発生を未然に防止するため、こどもの避難場所等となる「こども110番の家」について必要な事項を定めるものとする。

(活動内容)

第2条 「こども110番の家」の活動をする者として参加するもの（以下「参加者」という。）は、こどもを犯罪から守るため、次の活動を行うものとする。

- (1) 犯罪等の被害に遭い、または遭いそうになって救助を求めてきたこども等の保護
- (2) 事件・事故の発生を認知したときの110番通報、学校、家庭への連絡
- (3) 日常生活のなかで、近所にこどもたちが被害に遭いそうな危険な箇所等を発見した場合の連絡

(申込)

第3条 「こども110番の家」の参加を希望する者は、当該登録する場所の属する通学区域の小学校に、「こども110番の家」参加申込書（第1号様式。以下「申込書」という。）を提出しなければならない。

- 2 前項の申込書の提出を受けた小学校は、内容を確認し、速やかに市長に送付するものとする。

(登録)

第4条 市長は、申込書を提出した者のうち、次の要件を全て満たしているものを、「こども110番の家」に登録するものとする。

- (1) こどもが通学等に利用している道路又は公園、広場等の付近に立地する住家、事業所等の建物（以下「建物」という。）を、現に占有していること。
- (2) 年間を通して相当な期間、「こども110番の家」としての活動が可能であること。
- (3) 「こども110番の家」としてふさわしい建物を所有し、適任と認められる者であること。

(任期)

第5条 参加者の任期は、参加日から解除日までとする。

(登録の解除)

第6条 市長は、参加者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を解除することができる。

- (1) 参加者が、「こども110番の家」辞退届（第2号様式）を提出した場合
- (2) 「こども110番の家」が、適切に管理されていない場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が「こども110番の家」として不適当であると認めた場合

(プレートの掲出)

第7条 市長は、参加者に「こども110番の家」プレート（別紙1。以下「プレート」という。）を提供し、参加者は、プレートをこどもが外から容易に確認できる場所に掲出しなければならない。

- 2 「こども110番の家」の登録を解除された者は、プレートを撤去し、適切に処分しなければならない。

(変更の報告)

第8条 参加者は、申込書の内容に変更が生じた場合は、速やかに市長に報告するものとする。

(報償等)

第9条 「こども110番の家」に係る活動は、全て無償とする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月15日から施行する。

「こども110番の家」参加申込書

申込日：令和 年 月 日
学 区： 小学校

私は、「こども110番の家」の参加を申し込みます。

1	フリガナ	
	氏名 もしくは 事業所名、商店名	Ⓜ (代表者名：)
2	住所 もしくは 事業所所在地	
3	電話番号	

■個人情報の取り扱いについて

本事業で得た個人情報については、事業の目的の範囲内で、必要に応じ関係各所に提供する場合がございます。情報の提供について、確認のためチェックをお願いいたします。

同意します

学校		市民安全課	
受領日	担当者	受領日	担当者
/	Ⓜ	/	Ⓜ

「こども110番の家」辞退届

申出日：令和 年 月 日
学 区： 小学校

私は、「こども110番の家」の参加を辞退します。

1	フリガナ	
	氏名 もしくは 事業所名、商店名	⑩ (代表者名：)
2	住所 もしくは 事業所所在地	
3	電話番号	
4	辞退理由	
5	辞退年月日	年 月 日

